

令和6年度福島県認可外保育施設物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、令和6年度の原油価格・物価高騰に直面する認可外保育施設を支援するため、第2条に定める施設等の設置主体に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を給付する。

(交付対象施設等)

第2条 この支援金の交付対象となる施設は、認可外保育施設（中核市所在施設及び居宅訪問型保育事業を除く）とし、その設置主体である法人又は個人等（以下「事業者等」という。）に対して補助金を交付する。

(支援金の算定方法等)

第3条 支援金は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における施設運営に対して交付するものとし、その金額及び要件は、別表で定めるとおりとする。

(支援金の交付申請等)

第4条 この要綱による支援金を受けようとする事業者等は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ、参考となるべき資料の追加提出を求める場合がある。なお、支援金の実績報告書は、交付申請書と兼用するものとする。

(支援金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに支援金の交付の決定をするとともに、支援金の額を確定し、当該申請者に交付決定及び額の確定通知（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をするものとする。

(支援金の交付の条件)

第6条 知事は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 支援金に関する書類を整理し、支援金を交付した年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- 二 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けてはならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 支援金の交付の申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に支援金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ、支援金を返還しなければならない。

一 この要綱の第6条の条件に違反したとき。

二 支援金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき。

三 支援金の交付を受けるにあたり、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

四 その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。